

規 則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

(表 面)

第 号	動 物 愛 護 管 理 員 証
写 真	所 属 所 職 名 氏 生 年 月 日
	年 月 日
上記の者は、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第17条の 2 第 1 項に規定する動物愛護管理員であることを証明する。	
年 月 日	埼玉県知事 印
12 cm	

8 cm

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)

(野犬等の收容)

- 第9条 知事は、飼養されていない犬又は第7条第1号の規定に違反して係留等をされていない犬（以下「野犬等」という。）があるとき認めるときは、その職員に、これを收容させることができる。
- 2 前項の職員は、收容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを收容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。
- 3 何人も、正当な理由がなく、前項の立入りを拒んではならない。
- 4 第2項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(立入検査等)

- 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、施設、施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養に関し、施設その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (動物愛護管理員)
- 第17条の2 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。
- 2 前項の動物愛護管理員は、第9条第1項の規定による野犬等の收容、前条第1項の規定による立入検査及び質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。